

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から54年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたことを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和51年9月から54年9月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和51年9月ごろ、A市役所において転入手続と一緒に国民年金の加入手続も行った。A市では銀行の名称は覚えていないが、その銀行で家賃の払込みと一緒に保険料も納付した。B市では、私がC銀行の支店において妻の保険料と一緒に保険料を納付した。

妻の保険料は納付済みとされているのに自分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、自身及びその妻に係る国民年金加入手続及び保険料納付については、すべて自身が行ってきたと申し立てているところ、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の妻も国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の納付意識は高かったことが認められる。

また、申立期間のうち昭和53年7月から54年9月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は54年12月22日に払い出されたことが確認でき、この時点において、過年度納付及び現年度納付が可能な期間であること、及び申立人の妻の当該期間における保険料は納付済みであることを考慮すると、納付意識の高い申立人が保険料を納付したとしても不自然ではない。

2 申立期間のうち昭和 51 年 9 月から 53 年 6 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち 51 年 9 月から 52 年 7 月までは時効により保険料を納付することはできない上、申立人は、まとめて保険料を納付したことはないとするなど、特例納付をうかがわせる事情は見受けられない。

また、昭和 52 年 8 月から 53 年 6 月までの期間については、申立人の所持する年金手帳及び特殊台帳から、申立人は 52 年 8 月 2 日に国民年金被保険者資格を喪失し、53 年 7 月 21 日に再取得していることが確認できることから、国民年金未加入期間であり納付書が発行されず保険料の納付ができなかったものと考えられる。

さらに、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無い上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付記録は確認できないとの回答を受け取った。

会社を辞めて厚生年金から国民年金に加入した。加入手続及び保険料納付は祖父が行っていたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の両親及び実兄も国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、家族に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の祖父の納付意識は高かったことが認められる。

また、オンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年4月1日を資格取得日として58年6月ごろ払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料については、過年度納付が可能であること、及び同居の家族の申立期間の保険料は納付済みであることを考慮すると、納付意識の高い申立人の祖父が申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

さらに、特殊台帳から、申立人の昭和59年2月から同年5月までの保険料が59年7月16日に還付処理されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料が未納であったならば充当処理されるはずであるにもかかわらず還付されていることを考慮すると、申立期間の保険料は納付済みとなっていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間及び59年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和59年1月から同年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、両申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

夫は、「申立期間①については、私か妻が二人分の保険料を納付し、申立期間②については、社会保険事務所（当時）の職員から納付勧奨を受け、後日、分納納付書が送られて来たので、都合のつく方が二人分の納付書を持って銀行に行き、漏れなく納付していた。」と言っているので、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、6か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の夫は、自分か妻が二人分の保険料を納付したとしているところ、事実、A市役所作成の国民年金保険料納付記録簿から、申立期間①直後の昭和49年4月からの夫婦の保険料は同一日に納付されていることが確認できる上、申立人の夫も申立期間①の期間は自身の保険料を納付済みであることを考慮すると、申立人又はその夫が申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

2 申立期間②については、9か月と短期間である上、申立人の夫は、「社会保険事務所の職員から納付の勧奨を受け、後日、分納納付書が送られてき

た。」としているところ、事実、B社会保険事務局（当時）は、昭和58年から63年当時は、年2回程度、過年度に保険料の未納を有する被保険者に対して、管轄事務所の戸別訪問による納付勧奨を行っていた。」と回答しており、申立人の夫の証言には信憑^{びよう}性が認められる。

また、A市役所作成の国民年金保険料納付記録簿から、申立人は、申立期間直前の昭和58年10月から同年12月までの期間の保険料を60年5月に、申立期間直後の59年10月から60年3月までの期間の保険料を61年12月から62年3月にかけて過年度納付していることが確認でき、60年から62年の間において、それまで未納であった期間の保険料を納付しようとする納付意識が見られることを考慮すると、申立人又はその夫が、申立人の申立期間の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間、56年2月から同年3月までの期間及び59年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 昭和56年2月から同年3月まで
③ 昭和59年2月から同年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①から③の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間①から③の保険料は、義父が毎月1日・15日に開催される「市」に定期的に出向いていたことから、「市」開催場所近くのA市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所D出張所）の窓口において、私と主人の保険料を納付書に現金を添えて納付した。

保険料の納付を怠れば、A市役所から督促のお知らせがあるはずであるから納付を怠ることはないので、申立期間①から③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて7か月と短期間である上、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人夫婦の保険料を納付していたとするその義父の納付意識は高かったものと認められる。

また、いずれの申立期間も前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間以前の昭和51年1月から同年3月までの期間、52年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の保険料はいずれも過年度納付により納付していることが確認できる上、申立期間①については、申立人の夫は

保険料が納付済みであることを考慮すると、納付意識の高かった申立人の義父が申立期間①から③の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

さらに、昭和54年10月から同年12月までの期間については、申立人の納付記録照会により未納を納付に記録訂正するなど、行政側の記録管理が適切に行われなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間、55年1月から同年3月までの期間、56年2月から同年3月までの期間及び58年12月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで
③ 昭和56年2月から同年3月まで
④ 昭和58年12月から59年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①から④の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間①から④の保険料は、父が毎月1日・15日に開催される「市」に定期的に出向いていたことから、「市」開催場所近くのA市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所D出張所）の窓口において、私と妻の保険料を納付書に現金を添えて納付した。

保険料の納付を怠れば、A市役所から督促のお知らせがあるはずであるから納付を怠ることはないので、申立期間①から④の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて12か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人夫婦の保険料を納付していたとするその父の納付意識は高かったものと認められる。

また、いずれの申立期間も前後の期間の保険料は納付済みであるとともに、申立期間以前の昭和46年7月から同年9月までの保険料については特例納付により、47年10月から49年3月までの期間、51年1月から同年3月までの

期間及び52年1月から同年3月までの期間の保険料については過年度納付により、それぞれ納付していることが確認できる上、申立期間①及び②並びに申立期間④の一部の期間については、申立人の妻は保険料が納付済みであることを考慮すると、納付意識の高かった申立人の父が申立期間①から④の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成2年1月から3年10月までに係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成3年12月3日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月1日から3年11月30日まで
② 平成3年11月30日から同年12月3日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の申立期間①の標準報酬月額が、^{そきゅう}遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。

申立期間①当時、月額60万円程度の給与を受け取っていたと記憶しており、この処理には納得できないので、申立期間①について標準報酬月額の記録の訂正をしてほしい。

また、A社には平成3年12月2日まで勤務していたのは間違いないので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成2年1月から同年9月までは47万円、同年10月から3年10月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった3年11月30日より後の4年2月3日付けで、2年1月1日から3年10月1日までの期間に行われていた^{そきゅう}随時決定及び定時決定が取り消され、当該期間の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して20万円に引き下げら

れていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本から、申立人が申立期間①当時に、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の元社会保険事務担当者は、「申立人は、申立期間当時、地方の現場監督をしていた。そのため、申立人は会社の経営には一切携わっていなかった。」と証言している上、同社の元事業主は、「標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正については自分一人しか関与していない。」と証言しているほか、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録から、申立人は、上記遡及訂正処理日^{そきゅう}には、別の会社に勤務していることが確認できることから、申立人は上記標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成2年1月から3年10月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人が、A社において平成3年11月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった3年11月30日より後の4年2月3日付けで、さかのぼって当該資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の元社会保険事務担当者は、「会社倒産直後に、社会保険事務所に対して、従業員^{そきゅう}の厚生年金保険被保険者の資格喪失日及びA社の厚生年金保険適用事業所全喪日について、同社が1回目の不渡りを出した日の翌日である平成3年11月30日と2回目の不渡りを出した日の翌日である同年12月3日のいずれの日付で届け出るべきかを相談し、同社の全従業員の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届を提出した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年12月3日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、平成3年10月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月1日から同年10月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのでその記録を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の記録が無いことが判明した。

申立期間は、A社に勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていた。昭和56年分の源泉徴収票から、同年9月から同年12月までの厚生年金保険料控除が確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する源泉徴収票及びA社から提出された労働者名簿から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持するA社発行の「昭和56年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額は、昭和56年9月から同年12月までの厚生年金保険料及び健康保険料に、雇用保険料を加えたものとほぼ一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したことは考え難い上、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和56年10月1日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成元年10月から2年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

母からは、私が20歳になった平成元年*月ごろ、A市役所（現在は、B市役所）において加入手続を行ったと聞いている。

慎重な性格の母が、国民年金の加入及び保険料の納付をしてくれたはずで、申立期間の納付記録が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成元年*月ごろに国民年金の加入手続をその母が行ったとしているが、申立人の改製原附票から、申立人は昭和63年4月4日から平成2年3月25日までの期間、住民票をC市へ移していたことが確認でき、申立期間は、制度上住所地ではないA市役所において国民年金に加入することはできない上、申立人及びその母は、C市役所で国民年金の加入手続を行った記憶はないと陳述するなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号総括払出簿及びオンライン記録から平成3年9月以降に払い出されたことが推認できるとともに、A市作成の国民年金被保険者名簿、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳に記載されている最初の資格取得日は3年2月21日とすべて一致しており、記録管理上の不自然さも見当たらない。

さらに、申立人はその母が加入手続を行った際に、6か月分の保険料として7、8万円くらいを納付したとしているが、当該金額は、申立期間の保険料総額とは乖離^{かいり}している上、オンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者

名簿から平成3年4月から同年10月までの保険料を平成3年10月23日に、3年2月分及び同年3月分の保険料を同年10月24日にそれぞれさかのぼって納付していることが確認でき、この納付した保険料の合計額は7万9,800円と申立人の母が納付したとする金額とほぼ一致することを考慮すると、申立人の母が記憶している加入時期及び保険料納付時期は平成3年10月ごろであったと推認できる。

加えて、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、口頭意見陳述を行っても、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から56年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納となっていることが分かった。

申立期間は、Aに勤務しており、当該事業所が厚生年金保険に加入していなかったことは承知していた。しかしながら、事業主が国民年金保険料を給与から天引きして納付してくれていたはずである。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間当時に勤務していた事業所の事業主が保険料を納付していた。」と主張しているが、当該事業主は、「従業員の給与から、国民年金保険料を徴収するような取扱いを行ったことは無いことから、当然、申立人の国民年金保険料は納付していない。」と証言しているなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和55年1月10日に払い出されたことが確認できることから、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない上、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料の納付は毎月給与天引きで行われたため、一括の納付ではない。」と主張しているなど、特例納付をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から51年2月までの期間及び51年5月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から51年2月まで
② 昭和51年5月から52年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続及び保険料の納付は私の父が行った。申立期間は無職で無収入であったことから、父に保険料の納付をお願いしていた。父親名義の預金口座から、私の保険料を口座振替により納付するよう依頼した控えがあることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の保険料を父親名義の農協の口座から口座振替により納付していたとするが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳番号総括払出簿により、昭和53年8月ごろ、A市役所(現在は、B市C区役所)へ払い出されたことが推認でき、この時点では、両申立期間の保険料は、過年度納付又は特例納付による方法でしか納付することができない上、口座振替によっては過年度納付及び特例納付ともできないことを考慮すると、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間②直後の昭和52年4月から53年3月までの保険料は過年度納付された可能性が推認できるものの、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が申立人の保険料を納付したとするその父は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明である上、申立人は一貫して父親名義の農協口座からの口座振替での保険料納付を主張し、後日、保険料をまとめて

納付した記憶も無いとするなど、申立人及びその父が、申立期間の保険料を過年度納付あるいは特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から提出された父親名義の「口座振替納付届、納付書送付依頼書」には、受付年月日の記載がないため、当該手続が行われた時期が不明であり、これをもって申立人の父親名義の預金口座から申立期間の保険料が納付されたものと推認することはできない上、記録上も不自然な点は見受けられない。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年から30年6月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受け取った。

昭和29年にA機関を退職した後、勤務期間は忘れたが、B社C営業所に勤務するまでの間に、D社に勤務したことがある。給与明細書等はないが、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同僚として名前(姓)を挙げた5人と推認できる者がいずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は亡くなっている上、D社において申立期間当時に厚生年金保険被保険者であった15人のうち、所在等が確認できた3人に照会したところ、1人は申立人を記憶しておらず、2人は高齢等のため証言を得ることができないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、昭和29年にA機関を退職した後、B社C営業所に勤務するまでの間に、D社に勤務したと主張しているが、A機関は25年8月に創設され、27年10月にE機関に改組されていることから、申立人が同社に勤務したのは、オンライン記録により確認できるF社における厚生年金保険の被保険

者資格取得日（昭和 26 年 10 月 1 日）以前である可能性がうかがえる。この場合、D 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 30 年 1 月 1 日であることから、申立人の同社における勤務期間は、同社が適用事業所ではなかった期間である。

さらに、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は申立事業所に勤務した期間の記憶が曖昧^{あいまい}な上、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月ごろから 44 年 2 月ごろまで

「ねんきん特別便」が送付され、その記録を確認したところ、A社B支店に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、C社を退職後、すぐにA社B支店に入社しD職種担当として勤務した。

子供が小さかったこともあり、会社からもらった健康保険証で受診した記憶もある。

健康保険に入っていたのだから、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によりA社において申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の資料を保管していない旨回答していることから、申立期間当時における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等の状況を確認することができない。

また、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していた従業員は、「当時、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなかった。」と証言している上、申立期間当時、申立人と同様に同社においてD職種担当として勤務していたとする従業員は、「自分は、A社に勤務していた期間、厚生年金保険には加入していなかった。厚生年金保険に加入していないD職種担当は他にも多数存在した。」と証言しており、事実、オンライン記録により当該

従業員が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できないことから、同社は、D職種担当として勤務していた従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険証整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 26 日から 59 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので、その記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

A社では現場担当者として勤務し、主にB社の製品を取り扱う仕事をしており、B社製品の原料やC社の商品などを取り扱う仕事もしていた。

A社に勤務していたことは間違いないので、調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の同僚二人の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の書類を保管していないため、申立人の当社における在籍の有無、厚生年金保険料の控除及び申立てどおりの資格得喪の届出の有無について不明である。」と回答している上、ほかに証言を得られず、申立人の同社における雇用保険の加入記録は無いことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時の同僚から聴取した申立期間当時のA社における従業員数は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる当時の被保険者数を上回っていることから、当時、同社では、必ずしも従業員のすべてを厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を

控除された具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A町役場（現在は、B市役所）に勤務した申立期間について、加入記録が無い旨の回答を受けた。

高校卒業後、A町役場のC荘、同町役場に臨時職員として勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録及びB市役所の回答から、申立人が申立期間において、臨時職員としてA町役場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B市役所は、「当時の関連資料が確認できないため、厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答していることから、申立期間当時における申立人の厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、A町役場C荘勤務当時の同僚として名前を記憶している3人について、「同僚3人は自分と同様に臨時職員として勤務していた。」としているところ、オンライン記録では、いずれの同僚もA町役場において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できない上、オンライン記録から、申立期間の直前に同役場において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚のうち、照会することができた同僚3人はいずれも、「A町役場において臨時職員として採用された後、1、2年は厚生年金保険に加入していない。」と回答していることから、当時、同役場では、必ずしも、すべての臨時職員を採用当初から厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A町役場に係る職歴審査照会回答票（個人情報）には、申立期間に

において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月から35年2月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので、その記録を確認したところ、私の年金記録に間違いがあったので、社会保険事務所（当時）に対し、厚生年金保険の加入期間について照会したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受け取った。

私は申立期間以前にA社に出稼ぎで勤務したこともあったが、申立期間は勤務期間が長く、当時、事務担当者から、「厚生年金保険に加入しているかも知れない。」と言われたことを記憶しているので、申立期間には厚生年金保険に加入していたものと考えている。

調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、A社は、昭和34年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同日より前の期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同僚一人は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となった際に厚生年金保険に加入したのは常勤職員だけで、季節労働者はいつ帰るか分からないので、加入していないと思う。」と証言している。

さらに、申立期間以前からA社で冬季の季節労働者として勤務していたとする別の同僚一人が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、オンライン記録から、昭和39年2月1日であることが確認できるところ、当該同僚は、「申立期間当時、A社においては、本人が希望すれば厚生年金保険に加入させ

ていたが、希望しなければ加入させていなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、A社では、季節労働者として採用した者については、本人が希望しなければ厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれ、申立人についても季節労働者と同様の取扱いが行われたものと推認できる。

加えて、A社は、既に廃業しており、当時の事業主及び事務担当者から証言を得られないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのでその記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は健康保険証を持っていたし、その他の納税もしていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚及びオンライン記録により、申立期間当時にA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚の証言から、申立人が申立期間の一部について、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散し、事業主及び申立期間当時の事務担当者も亡くなっていることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、申立人が名前を記憶している同僚一人は、「申立期間当時、厚生年金保険の加入は強制的ではなかった。」と証言している上、オンライン記録から、申立期間当時にA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚一人は、「入社後6か月間は、厚生年金保険の加入記録が無い。」と回答していることから、当時、同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させておらず、また、必ずしも従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 26 日から 42 年 4 月 1 日まで

60 歳の年金請求の際に、A局B出張所に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

その後、「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、社会保険事務所(当時)で再確認をしたが、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。同時期にA局B出張所に勤務した友人から、厚生年金保険加入記録が欠落していた勤務期間を第三者委員会に申し立てたところ、年金記録の訂正が認められたと聞いたため申し立てることにした。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A局から提出された在職証明書から、申立人は昭和 40 年 2 月 19 日から 42 年 3 月 31 日までA局B出張所に、事務補佐員(非常勤職員)として継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A局は、「厚生年金保険加入の取扱いに関する資料が無いため、申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A局は、「当申立てに関する貴委員会からの照会について、当局による調査の過程で、申立人の申立期間が共済組合期間である可能性も考えられたので、C省共済組合に確認した結果、申立期間中、申立人が同省共済組合に加入していた事実が判明した。」と回答しているところ、事実、申立人が提出したD共済組合連合会理事長発行の「年金加入期間確認通知書」から、申立人が、昭和 41 年 2 月末日から 42 年 3 月初日までD共済組合連合会に加入していたこ

とが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 10 月 31 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのでその内容を確認したところ、A 県 B 市にあった C 社に勤務していた申立期間が、厚生年金保険の加入期間になっていないことが判明した。

申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が C 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C 社という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、C 社は、既に解散し、事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

さらに、申立人が C 社と一緒に勤務したとする同僚のうち連絡の取れた一人は、「申立期間当時、C 社には勤務していなかった。」と証言しており、事実、オンライン記録から、当該同僚は別の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。